

加監公表第10号

平成26年9月4日

加古川市監査委員	市村 裕幸
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	森田 俊和
加古川市監査委員	木谷 万里

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求（平成26年7月9日付受理）について、同条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

記

請 求 人

(氏名省略)

1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年7月16日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年7月9日付でこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

平成26年4月1日、加古川市長と加古川市町内会連合会（以下「町内会連合会」という。）との間で、業務委託契約が締結されているが、委託契約書第2条第1号に規定されている「広報紙等発注者の発行する広報文書の配付に関すること。」に対して、1件あたりの単価を計算すると、72,850円（82,958,850円÷94,900世帯÷12月）が算出される。

上記の単価は、通常の配付単価（新聞折込やシルバー人材センター等によるポスティング）と比較して、10倍以上の高値で契約の締結がされていることは、加古川市（以下「市」という。）の財政に多くの損害を与えている。と同時に配付対象が会員に限定される事実が存在しているため、一部市民の情報取得に支障が生じている。

全市民に平等に安い価格で情報を伝達するために、指名業者との契約締結ではなく、競争入札の措置の実施が必要と考えられる。

委託契約書第2条第2号に規定されている「地域の福祉増進をはかるための調査に関すること。」、同条第3号に規定されている「地域の絆づくりの核となる人材育成を目的とした、単位町内会長研修会に関すること。」及び同条第4号に規定されている「その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めたこと。」は、町内会連合会の独自の業務と考えられるが、同条第1号における広報紙の配付は、業者指名ではなく、競争入札を実施することが適切であると考えられる。

委託契約書第2条第2号から第4号までの業務に係る契約金額も他市の実情と比較すると1,000万円程度多いため改善の必要がある。

平成25年度において、合計金額88,105,146円、振り込み回数371回の町内会連合会から、地区町内会、単位町内会への振り込み手数料が市負担となっており市の財政に損害を与えている。

よって、加古川市長に対し、次に掲げる必要な措置を講ずることを求める。

- a) 広報紙の配付業務に対して競争入札の実施をすること。
- b) 委託契約書第3条第1号に規定されている額「37,500円」、「860円」(以下「委託料単価」という。)の算出根拠を明確にし、各業務の単独の契約金額を明確にすること。
- c) 振り込み手数料は、町内会連合会の負担とすること。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書、提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年7月31日に請求人の陳述及び関係する市民部市民生活あんしん課職員の関係人事情聴取を行い、監査を行った。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	市 村 裕 幸
加古川市監査委員	大 塚 隆 史
加古川市監査委員	中 山 廣 司 (平成26年7月24日退任)
加古川市監査委員	原 田 幸 廣 (平成26年7月24日退任)
加古川市監査委員	森 田 俊 和 (平成26年7月31日就任)
加古川市監査委員	木 谷 万 里 (平成26年7月31日就任)

5 監査の結果

(結 論)

請求人は、平成26年4月1日付で市と町内会連合会との間で締結された広報紙の配付等に係る業務委託契約(以下「本件委託契約」という。)において、通常の配付単価(新聞折込やシルバー人材センター等によるポスティング)と比較して、10倍以上の高値で本件委託契約の締結がされていることは、市の財政に多くの損害を与えており、また、同時に配付対象が町内会に加入している会員に限定される事実が存在しているため、一部市民の情報取得に支障が生じていることから、全市民に平等に安い価格で情報を伝達するためには、競争入札の実施が必要と主張している。

さらに、本件委託契約における広報紙等の配付業務以外の業務の契約金額も、他市の実情と比較すると1,000万円程度多いため、委託料単価の算出根拠及び各業務の単独の契約金額を明確にするよう求めるとともに、町内会連合会から地区町内会や単位町内会への振込手数料が市の負担となっていることから、振込手数料を町内会連合会の負担とするよう求めている。

そこで、請求人が市に損害をもたらしていると主張する市が行った契約方法が、違法又は不当であるか否かについて検討した結果、違法又は不当であるとはいえず、請求人の主張には理由はないと判断した。

その理由は、後述のとおりである。

なお、請求人が主張する委託料単価の算出根拠及び各業務の単独の契約金額を明確にするよう求めることについては、当該算出根拠及び契約金額を明確にしていなかった行為をもって直ちに市に損害をもたらしているとはいえず、さらに、振込手数料を町内会連合会の負担とするよう求めることについては、市が振込手数料を負担している事実がないことが確認されたため、いずれの請求も監査の対象とはしていない。

(理 由)

本件委託契約における契約方法が、違法又は不当であるか否かについて検討する。

市は、本件委託契約において、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第2号に規定する「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当するとして、随意契約の方法により本件委託契約を締結している。

そこで、請求人から事実証明書として提出された委託契約書の第2条に規定された業務を、町内会連合会と随意契約の方法で締結したことについて、関係人に事情聴取したところ、住民に対して行政の情報を周知する文書の配付及び回覧並びに地域における各種調査協力、各種委員の推薦業務及び要望事項の集約が主な委託内容であり、当該業務を市内全域で行える団体は、町内会連合会を除いて他に見当たらず、さらに、広報紙を町内の隅々まで配付することができ、また、広報紙以外の文書の配付及び回覧についても、一体的に常時実施し、かつ、協議の上ではあるが緊急時等に臨時で配付等を行うこ

とができるのは町内会連合会をおいて他にないとしている。

市が町内会連合会との随意契約の根拠とした令第167条の2第1項第2号に規定されている「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の解釈については、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（（注）令改正前であり、現第2号に該当）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」（最高裁昭和62年3月20日判決）とされており、さらに、同判決はその適用について、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」とされている。

以上の観点から、市が行った本件委託契約をみると、広報紙をはじめ市の情報を周知する文書の配付及び回覧その他の業務を委託する相手方として、市内全域にわたり唯一回覧の仕組みを有する町内会連合会を選定し、随意契約の方法により本件委託契約を締結したことは、本件委託契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては市の利益の増進につながると合理的に判断されることから違法ではないといえる。

次に、請求人が、通常の配付単価と比較して10倍以上の高値で契約の締結がされていると主張していることについて、請求人は通常の配付単価の算出の根拠とした業務を広報紙の配付業務に限定しているが、本件委託契約における委託料単価については、広報紙の配付業務のみならず、行政の情報を周知する文書の配付及び回覧業務、地域における各種調査協力、各種委員の推薦業務及び要望事項の集約等、委託契約書第2条第1号、第2号及び第4号の業務を含めたものとなっている。

そのため、当該委託料単価と請求人が主張する通常の配付単価を単純に比較することはできないことから、10倍以上の高値で本件委託契約が締結されているとまでは判断できない。

また、広報紙の配付業務については、請求人が主張するように新聞折込や委託業者によるポスティングの方法で行うことも可能であると考えるが、確実性、迅速性及び経済性等の観点からみて、配付方法にはそれぞれに一長一短がある。

市においては、町内会への加入率が全世帯の91.2%（平成25年10月1日現在）と高く、他の自治体と比べ地縁によるつながりが強いことから、各町内会をまとめる町内会連合会に広報紙の配付業務を委託し、町内会を通じて広報紙を各戸に配付する方法は、市民に広報活動を行うものとして、それ相応の合理性があり、不当であるとはいえない。

以上のことから、本件委託契約に係る契約方法は、違法又は不当であるとはいえないと判断した。

なお、請求人が、広報紙の配付対象が会員に限定されている事実が存在しているため、一部市民の情報取得に支障が生じていると主張する点については、配付対象を会員に限定していることが財務会計上の行為にはあたらないことから、地方自治法第242条第1項の規定による監査の対象とするところではないが、市は、各町内会に加入していない市民に対しては、各地域の市民センター等において広報紙の配付を行い、また、広報紙の情報を市のホームページに掲載するなど、町内会連合会による各戸配付の方法以外に市民がいつでも情報を取得する手段を用意していることから、請求人が主張する一部市民の情報取得に支障が生じているとは必ずしもいえない。

さらに、委託契約書第2条第2号から第4号までに係る業務の契約金額が、他市の実情と比較して1,000万円程度多いため改善の必要があると主張している点については、事実証明書として提出された資料は本件委託契約に基づく金額ではなく、町内会連合会等の決算額を比較して算定されたものであるため、監査の対象とするところではない。

よって、請求人の主張には理由がないと認め、結論のとおり判断した。

6 監査委員の意見

本件職員措置請求に対する監査結果は、上述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

市が広報紙等の配付及び回覧業務のみならず、各種調査協力や各種委員の推薦業務、要望事項の集約業務等を町内会連合会に一体的、包括的に委託することは、大きなメリットがあるものと思われる。

しかしながら、市と町内会連合会が締結した委託契約書及び仕様書において、市が町内会連合会に委託している業務内容が、具体性に欠け不明瞭であることから、仕様書を含めた本件委託契約を改善する必要があると考える。

したがって、広報紙の配付業務を含め、市が町内会連合会に委託している業務について、委託契約書の内容を精査し、仕様書の業務内容を見直すなど、委託料の支出に対して、市民に説明責任を果たすことができるよう努められたい。